佐久市公告第２６５号

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条及び佐久市電子入札実施要綱（平成２８年告示第２０号）第４条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 28 日

佐久市長　栁　田　清　二

１　入札対象工事

工　事　名 （　発　注　課　）	令和８年度　旧野沢児童館解体工事 （　福祉部　こども政策課　）
工　事　場　所	佐久市原２７０－２４
工　事　概　要	旧野沢児童館解体工事一式 木造　平家建　鋼板葺　延べ面積２７９㎡ 樹木、フェンス等の外構撤去工事　ほか
工　期	契約日から令和９年３月５日まで
備　考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・解体工事の登録があり、その等級格付がＡ・Ｂ級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・解体工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

３　入札の日程等

入札手続等	期間　・期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	令和８年 10 月 28 日（水）から 入　札　日　ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課(本庁４階)
入札参加申請受付	令和８年 10 月 28 日（水）から 令和８年 11 月２日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号）」とする。
設計図書等の入手	令和８年 10 月 28 日（水）から 入　札　日　ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和８年 10 月 29 日（木）から 令和８年 11 月４日（水）まで （午前８時 30 分から 午後５時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（福祉部 こども政策課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和８年 11 月５日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和８年 11 月６日（金） 午前８時 30 分から 令和８年 11 月 10 日（火） 午後５時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和８年 11 月 12 日（木） 午後３時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和８年 11 月 12 日（木） 午前８時 30 分から	・佐久市役所　７階 702 会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して ２ 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）」 「配置技術者決定届（様式第３号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第６号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁４階）
入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁４階）において閲覧にて公表する。

４　入札事項等

入札事項	・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第８条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成 21 年告示第 97 号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の５の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の１の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成 17 年訓令第 56 号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成 20 年訓令第 14 号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第 138 条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第 11 条、佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第８条の規定による。

５　入札金額の内訳書について

令和７年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第８条９項の取扱いとし「入札の無

効（失格）」となりますので、ご留意ください。

6　その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7　担当部課（問合せ先）

公　告　の　内　容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL．0267－62－3084（直通）
工　事　の　内　容	佐久市福祉部こども政策課	（佐久市中込 3056）	TEL．0267－62－3149（直通）

佐久市公告第　２６６　号

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条及び佐久市電子入札実施要綱（平成２８年告示第２０号）第４条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 28 日

佐久市長　栁　田　清　二

１　入札対象工事

工　　事　　名 （　発　注　課　）	令和８年度　河川等土砂搬出場整備事業　瀬戸土砂搬出場　場内整備工事 （　建設部　道路建設課　）
工　事　場　所	佐久市　瀬戸　東明寺　地区
工　事　概　要	場内整備工 盛土工　Ｖ＝３９，６００ｍ３ 排水構造物工 ポリエチレン角型Ｕ字溝３００～７００型　Ｌ＝２７９ｍ 集水桝　Ｎ＝４基
工　　期	契約日から令和 9 年 3 月 26 日まで
備　　考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付がＡ・Ｂ級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

３　入札の日程等

入札手続等	期間　・期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	令和８年 10 月 28 日（水）から 入　札　日　ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課(本庁４階)
入札参加申請受付	令和８年 10 月 28 日（水）から 令和８年 11 月２日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号）」とする。
設計図書等の入手	令和８年 10 月 28 日（水）から 入　札　日　ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和８年 10 月 29 日（木）から 令和８年 11 月４日（水）まで （午前８時 30 分から 午後５時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和８年 11 月５日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和８年 11 月６日（金） 午前８時 30 分から 令和８年 11 月 10 日（火） 午後５時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和８年 11 月 12 日（木） 午後３時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和８年 11 月 12 日（木） 午前８時 30 分から	・佐久市役所　７階 702 会議室
落札者の決定等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）」 「配置技術者決定届（様式第３号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第６号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はマールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁４階）
入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁４階）において閲覧にて公表する。

４　入札事項等

入札事項	・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第８条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失格基準価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成 24 年告示第 107 号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の５の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の１の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成 17 年訓令第 56 号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成 20 年訓令第 14 号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第 138 条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第 11 条、佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第８条の規定による。

５　入札金額の内訳書について

令和７年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第８条９項の取扱いとし「入札の無

効（失格）」となりますので、ご留意ください。

6　その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7　担当部課（問合せ先）

公　告　の　内　容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工　事　の　内　容	佐久市建設部道路建設課（直通）	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－3381

佐久市公告第２６７号

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条及び佐久市電子入札実施要綱（平成２８年告示第２０号）第４条の規定により公告する。

令和８年 10 月 28 日

佐久市長　柳　田　清　二

１　入札対象工事

工　　事　　名 （　発　注　課　）	令和８年度　市営住宅その他望８－１１号除却工事 （　建設部　建築住宅課　）
工　事　場　所	佐久市協和５０６０番地１
工　事　概　要	市営住宅その他望８－１１号除却工事一式 木造　平家建　３棟４戸　約２５０㎡
工　　期	契約日から令和９年２月 16 日まで
備　　考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・解体工事の登録があり、その等級格付がＡ・Ｂ級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・解体工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前３か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条第３項及び第４項の規定に該当する者でないこと。

３　入札の日程等

入札手続等	期間　・期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	令和８年 10 月 28 日（水）から 入　札　日　ま　で	･入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課(本庁４階)
入札参加申請受付	令和８年 10 月 28 日（水）から 令和８年 11 月２日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号）」とする。
設計図書等の入手	令和８年 10 月 28 日（水）から 入　札　日　ま　で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和８年 10 月 29 日（木）から 令和８年 11 月４日（水）まで （午前８時 30 分から 午後５時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（建設部 建築住宅課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和８年 11 月５日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和８年 11 月６日（金） 午前８時 30 分から 令和８年 11 月 10 日（火） 午後５時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和８年 11 月 12 日（木） 午後３時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和８年 11 月 12 日（木） 午前８時 30 分から	・佐久市役所　７階 702 会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して ２ 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）」 「配置技術者決定届（様式第３号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第６号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁４階）	

入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁４階）において閲覧にて公表する。

４　入札事項等

入札事項	・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第８条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成 21 年告示第 97 号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の５の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の１の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成 17 年訓令第 56 号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成 20 年訓令第 14 号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第 138 条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第 11 条、佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第８条の規定による。

５　入札金額の内訳書について

令和７年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第８条９項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご留意ください。

６　その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

７　担当部課（問合せ先）

公告の内容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL．0267－62－3084（直通）
工事の内容	佐久市建設部建築住宅課	（佐久市中込 3056）	TEL．0267－62－3430（直通）

佐久市公告第２６８号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

令和８年 10 月 28 日

佐久市長　柳　田　清　二

１　入札対象業務

業　　務　　名 （　発　注　課　）	令和８年度　都市構造再編集中支援事業　中込地区　事業効果確認分析業務 （建設部　都市計画課）
業　務　場　所	佐久市　中込地区
業　務　概　要	事業効果確認分析業務及び事後評価シート作成　一式
履行期間	着手の日から令和９年３月１９日まで

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項または佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第１０３条第１項の規定に該当するものでないこと。

（２）佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

（３）佐久市の建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に建設コンサルタントとして、「都市計画及び地方計画」の部門に登録があり、かつ、国の建設コンサルタント登録規定に基づく同部門での登録があること。

（４）長野県内に本店、又は支店、営業所等として登録されていること。

（５）都市再生整備計画関連事業の事後評価業務の実績があること。

３　入札の日程等

入札手続等	期間　・期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	令和８年１０月２８日（水）から 入　札　日　まで	･市ホームページへの掲載、佐久市建設部都市計画課
入札参加申請受付	令和８年１０月２８日（水）から 令和８年１１月４日（水）まで （午前８時３０分から 午後５時１５分まで）	･提出書類 （１）「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号）」原本・副本各１部とする。 （２）「誓約書」１部 ・佐久市建設部都市計画課（南棟１階）へ持参により提出のこと（郵送は不可）。
設 計 図 書 等	令和８年１０月２８日（水）か	・金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダ

の入手	ら	ウンロードすること。
設計図書等に関する質　問　受　付	令和８年１０月２８日（水）から 令和８年１１月４日（水）まで（最終日は午後５時１５分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードし、質問内容がわかるように具体的に記載の上、佐久市建設部都市計画課へ持参又はＥメールにより提出すること。
回 答 の 期 間	令和８年１１月５日（木）以降	・都市計画課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和８年１１月１２日（木） 午前１０時００分から（郵送不可）	・佐久市役所南棟　２階ラウンジ
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して２日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第４号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第５号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号)」 「業務実績（契約書、業務完了及び業務内容が確認できるもの)」 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市 建設部都市計画課	
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する（契約日以降)。	

4　入札事項等

入　札　事　項	・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。)。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、すべての応札人者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入　札　保　証　金	・免除

	（ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額総額の 100 分の５の納付を要する。）
契　約　保　証　金	・契約請負代金額の 10 分の 1 の金銭的保証
前　　払　　金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部　分　払　金	・適用なし
債務負担行為	・適用なし

５　その他の事項

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

６　担当部課（問合せ先）

公告及び業務の内容	佐久市 建設部 都市計画課（佐久市中込 3056） TEL：0267－62－3404（直通） FAX：0267－63－7750 E メール：toshikei@city.saku.nagano.jp

令和8年度　都市構造再編集中支援事業　中込地区

事業効果確認分析業務

仕様書

1　適用

本仕様書は、都市構造再編集中支援事業　中込地区　事業効果確認分析業務（以下本業務という）に適用する。

2　業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月 19 日とする。

3　業務の目的

本業務の目的は、都市再生特別措置法第 46 条第1項に基づき作成した都市再生整備計画の事後評価に伴う事業効果の確認分析を行うことにより、今後のまちづくりの方向性を検討することを目的とする。業務にあたっては、国土交通省が策定している「都市再生整備計画事業等　評価の手引き 令和4年度版」を基に実施することとする。

4　業務内容

（1）　前提条件整理・作業方針の検討

各事業の進捗、完成状況を整理し、未完事業については要因及び今後の実施予定を庁内ヒアリング等により把握する。計画の各指標と事業の相関関係を考慮しながら、数値目標の達成または、達成の要因を検討する。

ア　事業実施状況の確認

イ　達成状況分析の手法整理

ウ　実施過程の評価

エ　効果発現要因の整理

オ　今後のまちづくりの方策の作成

（2）　数値指標の達成度の確認

既存資料の統計データ等や計測により、数値指標の達成度確認を行う。

目標が達成できなかった場合の代替指標による達成度の確認を行う。

ア　グリーンモール滞留人口【従前値　531 人／月（令和 2 年度）→目標値　590 人／月（令和 8 年度）】

イ　JR 小海線中込駅乗降者数【従前値 1,800 人／日（令和元年度）→目標値　2,000 人／日（令和 8 年度）】

（3）　庁内連絡会議の対応

各事業の所管課を中心に関係各課による庁内連絡会議を行い、事業の進捗及び今後の推進または廃止の方針確認を踏まえて、主に未達成の指標に関する効果発現要因の検討を行う。

ア　検討資料の作成

イ　会議への出席及び議事録の作成

(4) 評価委員会の対応

学識経験者、市議会委員、関係行政機関、住民代表等で組織する佐久市都市計画審議会に諮る。

(5) 評価原案書の作成

指標達成度および代替指標の検討、庁内検討会議の結果を踏まえて評価書原案を作成する。

ア 達成状況の記載

イ 実施状況、変更等の記載

ウ 効果発現要因の記載

エ 今後のまちづくりの方策の記載

(6) 情報公開の対応

評価書原案、検討経緯及び資料について住民への公表を行い、意見を募集する。

ア 佐久市ホームページ掲載用資料の作成

イ 広報「佐久」への掲載原稿の作成

ウ 都市計画課窓口用資料の作成

エ 意見募集結果についての分析・整理

(7) 事後評価シート及び添付資料の作成

原案の公表及び、評価委員会の審議結果を踏まえて最終的な評価シート及び添付資料のとりまとめを行う

ア 事後評価シートの作成及び添付資料の作成

イ 添付資料の作成

ウ 報告書の作成

5 成果品

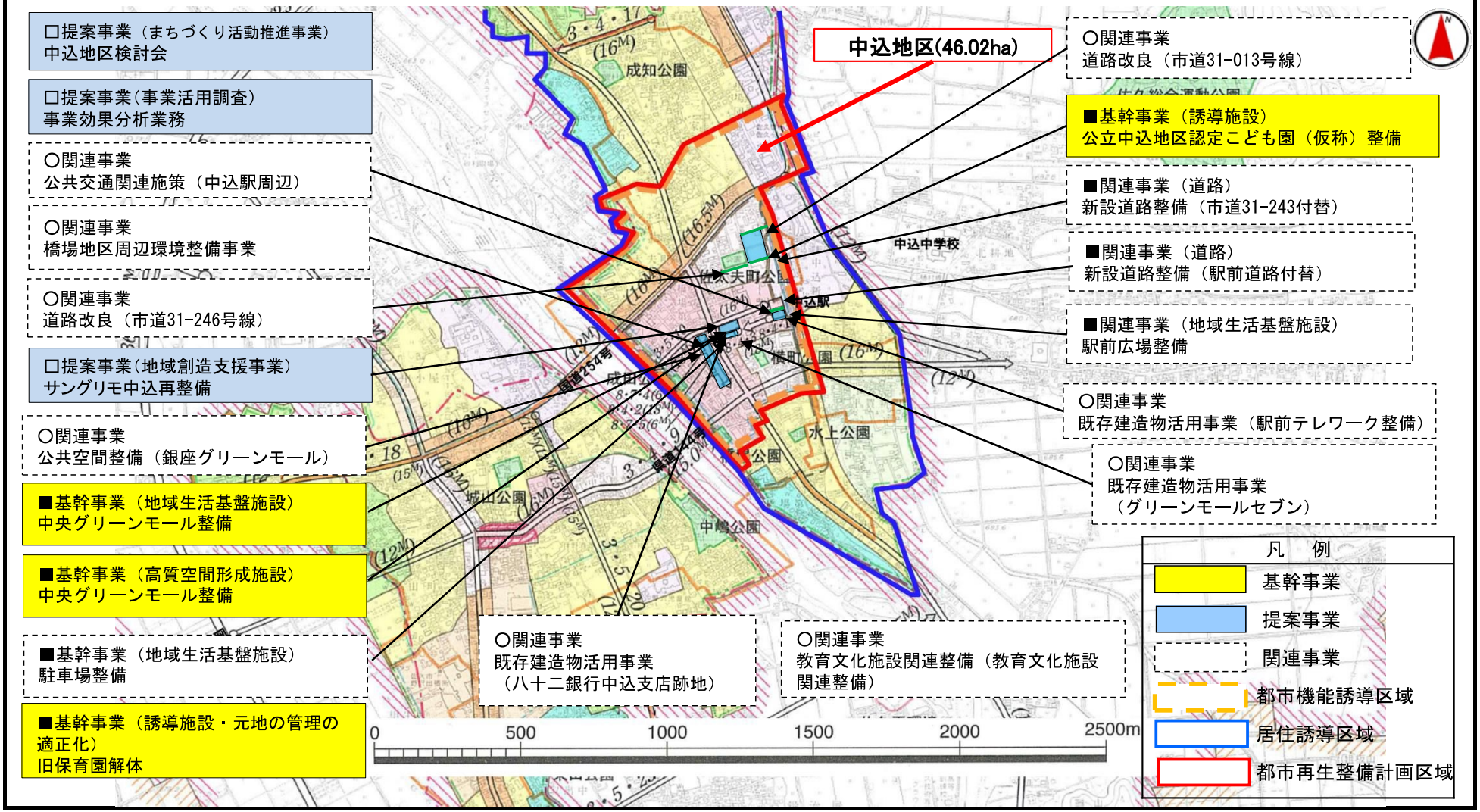
(1) 報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

(2) 事後評価シート(添付資料含む)・・・・・・・・1式

(3) その他関係資料(上記電子データ含む)・・1式

中込地区（長野県佐久市） 整備方針概要図（都市構造再編集中支援事業）

目標	人それぞれの新たなワクワクを感じに、多くの人が集うまち	代表的な指標	グリーンモール滞留人口 （人／月）	531	（R2年度） →	590	（R8年度）
			JR小海線中込駅乗降者数 （人／日）	1,800	（R元年度） →	2,000	（R8年度）



工事番号		部長		次長		課長		係長		検算者		浄書者		設計者	

令和8年度　都市構造再編集中支援事業　中込地区
事業効果確認分析

業務　実施　変更　設計書

設　計　大　要

事業効果確認分析及び事後評価シート作成　　一式

施行方法	委託
施行期間	日間
起工年月日	令和　年　月　日
竣工年月日	令和　年　月　日

【　業務設計用紙　佐久市役所　】

起　工　~~（変　更）~~　理　由

項　目	当初金額	第1回変更額	第2回変更額	
事業費	円	円	円	
業務設計額	円			
業務価格	円			
消費税相当額	円			
事務費				

当初設計額	円		変更増額	円
当初契約額	円		変更減額	円

（　）内は精算額

第１号

＊＊設計業務費＊＊

事業効果確認分析業務

費目・工種・種別・細別・施工名称など	単位	数量	単　価	金　　額	摘　　要
＊＊設計業務費＊＊					
事後評価		式			
事業効果確認分析		式			
事後評価確認分析		式			
計画準備、打合せ及び協議	1	業務			明細書第1号表
数値指標の達成度確認	1	業務			明細書第2号表
庁内連絡会議、評価委員会の対応	1	業務			明細書第3号表
評価原案及び情報公開資料作成	1	業務			明細書第4号表
事後評価シート及び添付資料の作成	1	業務			明細書第5号表
＊＊直接人件費等＊＊					
＊＊旅費交通費＊＊					
旅費交通費（土木設計業務）	1	式			明細書第6号表
＊＊その他の直接経費＊＊					
印刷製本費	1	式			明細書第7号表
＊＊直接経費＊＊					
＊＊直接原価＊＊					
＊＊その他原価＊＊					
＊＊設計業務原価＊＊					
＊＊一般管理費等＊＊					
＊＊設計業務価格計＊＊					
＊＊消費税等相当額計＊＊					
＊＊設計業務費計＊＊					

第 1 号表

明　細　書

計画準備、打合せ及び協議

（1業務当たり）

名称・規格など	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
技師(A) 外業	人	0.5			
技師(B) 外業	人	1.0			
＊＊＊単位当り＊＊＊	業務	1.0			

第 2 号表

明　細　書

数値指標の達成度確認

（1業務当たり）

名称・規格など	単　位	数量	単　価	金　額	摘　要
主任技師 外業	人	0.5			
技師（A） 外業	人	0.5			
技師（B） 外業	人	0.5			
技師（C） 外業	人	1.5			
＊＊＊単位当り＊＊＊	業務	1.0			

第 3 号表

明　細　書

庁内連絡会議、評価委員会の対応

（1業務当たり）

名称・規格など	単　位	数量	単　価	金　額	摘　要
主任技師 外業	人	0.5			
技師(B) 外業	人	1.0			
＊＊＊単位当り＊＊＊	業務	1.0			

第 4 号表

明　細　書

評価原案及び情報公開対応資料作成

（1業務当たり）

名称・規格など	単　位	数量	単　価	金　額	摘　要
技師(A) 内業	人	1.5			
技師(B) 内業	人	1.5			
技師(C) 内業	人	1.5			
技術員 内業	人	1.0			
＊＊＊単位当り＊＊＊	業務	1.0			

第 5 号表

明　細　書

事後評価シート及び添付資料の作成

（1業務当たり）

名称・規格など	単　位	数量	単　価	金　額	摘　要
主任技師 内業	人	0.5			
技師(A) 内業	人	1.0			
技師(B) 内業	人	1.0			
技師(C) 内業	人	1.0			
技術員 内業	人	1.5			
＊＊＊単位当り＊＊＊	業務	1.0			

第 6 号表

明　細　書

旅費交通費（土木設計業務）

（1業務当たり）

名称・規格など	単　位	数量	単　価	金　額	摘　要
旅費交通費	式	1.0			
＊＊＊単位当り＊＊＊	式	1.0			

第 7 号表

明　細　書

印刷製本費

（1業務当たり）

項目	名称	単位	数量	単価	金額	摘要
経費						
	業務報告書	部	2.0			
	電子データ	式	1.0			
＊＊単位当り＊＊		業務	1.0			